

患者様の権利に関する基本的指針

【基本的指針】

- ① 常に良質で安全な医療を提供するように努め、診断・治療・病状等に対して理解しやすい言葉や方法で十分な説明を行います。
- ② 納得できる医療を受けていただくために、よく理解できなかった事に対し、十分納得され同意を得られるよう説明することに努めます。
- ③ 皆様の権利の尊重とプライバシー確保の為に配慮に努めます。
- ④ 常に安全な療養環境の確保に努め、皆様の生活が常に豊かであるように良質なサービスの提供に努めます。
- ⑤ 病気の治療や治療中の回復度について、担当医以外の医師による診察や意見を聞くこと（セカンドオピニオン）ができ、十分な説明と情報提供を受けた上で治療方針などを自らの意思で選択することができます。
- ⑥ 相談窓口や意見箱を設置し、皆様のご相談や意見を反映します。
- ⑦ 診療の過程で得られた個人情報については、個人情報保護法にて守られています。

患者の皆様には「患者中心の医療」のもと、人権の尊重を保ちながら適切に医療を受ける権利が保証されています。

当院では患者の皆様のご安心と満足のために以上の指針に基づいて行動いたします。お気づきの点などございましたらお気軽にお申し出下さい。